

北朝鮮の人工衛星打ち上げ問題に関して 日米両政府の外交努力と北朝鮮政府の自制を求める声明

本年3月12日、朝鮮中央通信は、朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という）が、人工衛星の打ち上げをめぐり、国際民間航空機関（ICAO）と国際海事機関（IMO）に対して、必要な資料を通報した旨発表した。IMOから日韓両政府に入った連絡によると、この人工衛星は、本年4月4～8日の期間中、日本海・太平洋方向に発射されるという。

これに対し、3月27日に日本政府は安全保障会議においてミサイル防衛（MD）システムで迎撃する方針を決定し、浜田防衛相が自衛隊法82条2の第3項に基づき「破壊措置命令」を自衛隊に発令した。またキーティング米太平洋軍司令官も、北朝鮮が弾道ミサイル「テポドン2号」を打ち上げた場合、「オバマ大統領の命令が出れば対応する準備はできている」と撃ち落とす用意があることを明らかにしている。

日米政府のこうした迎撃論に対して、朝鮮人民軍総参謀部は「衛星」発射への迎撃行為は「戦争を意味する」とし、「本拠地への報復打撃戦を開始する」との声明を発表しており、情勢はにわかに緊迫の度合いを強めている。

しかしながら、そもそも宇宙条約によれば、宇宙を平和的に利用する権利は、北朝鮮も含めて、どの国にも平等に認められている。日米韓3カ国は北朝鮮の発射するものが人工衛星であっても、弾道ミサイルと同じ技術を使う以上、弾道ミサイル計画の停止を求めた国連安全保障理事会決議1718に違反すると言うが、かかる解釈は必ずしも国際社会全体の同意を得られていない。

弾道ミサイルであるとの確証がないにも関わらず、ミサイル防衛システムによる迎撃を声高に叫ぶ日本政府や米軍の対応は、むしろ我が国と周辺地域に深刻かつ重大な政治的・軍事的緊張関係を作出するものと言わざるを得ない。徒に北朝鮮の「脅威」を煽り、これを口実に際限のないミサイル軍拡競争と戦争国家化への道を進むことは許されない。この問題については、専ら軍事的対応のみで身構えるのではなく、6カ国協議の再開等を含めた外交的解決の努力が尽くされるべきであり、我々は、日米両政府に対して、そのような方向での冷静な対処を求めるものである。

他方、国連安保理決議1718の第13項は、朝鮮半島の非核化の達成と、北東アジア地域の平和と安定の維持のために、外交努力を強め、緊張を悪化させるおそれのあるいかなる行動も差し控えることを謳っている。その意味で、北朝鮮も朝鮮半島周辺地域の緊張をもたらす行為については自制すべきであり、我々は北朝鮮政府に対して、今回の人工衛星打ち上げの中止と6カ国協議への参加を求めるものである。

2009年3月30日

自由法曹団
団長 松井繁明